

市浦健の設計と諸活動に関する研究

主査 速水 清孝*¹

委員 林 憲吾*²

建築家・市浦健が建築界に残した足跡を包括的に明らかにし位置づける研究の端緒として、本研究では次のことを行った。①. 市浦の設計事務所開設以前の作品の収集と分析、②. 戦時下の建築新体制構想において果たした役割の解明、③. 戦後、日本建築家協会会長を辞した後に示した建築家法の提案の背景とその意味の解明、である。ことに①・③では、晩年には、庶民住宅を中心に活躍したと自らを振り返る市浦と住宅との関係を通して、これらを明らかにしている。

キーワード：1) 建築家、2) 市浦健、3) 職能、4) 住宅、5) 建築新体制、6) 建築士法、7) 建築設計監理業務法、8) 建築家法

Tsuyoshi “Ken” Ichiura’s Design and Activities

Ch. Kiyotaka Hayami

Mem. Kengo Hayashi

The purpose of this study is to trace Tsuyoshi “Ken” Ichiura’s contributions to the field of architecture. The points which this study considers are as follows;

1. Collect and analyze the works which he designed before he established his architectural firm in 1952.
2. Analyze his role in the conception of the new order of the architectural world under WWII.
3. Clarify the meaning of his personal proposal of the Architect Law in 1976 after he resigned the chair of the Japan Architects Association.

Section 1 and 3 are clarified especially through the relevance of housing and Ichiura, who later years recollected himself working mainly on housing for ordinary people.

1. はじめに

日本の近代に活躍した建築家については既に豊富な研究がある。とはいえ、それらの多くは、建築家の設計^{注1)}活動を対象としたものであった。そのため、設計ばかりでなく幅広く建築界で活躍した人物に関しては、まだ十分に研究がなされているとは言い難い。いわゆる作家論的な建築家研究の重要性は論じるまでもないが、作家に括られにくい建築家の研究もまた必要であろう。

本研究ではそうした一人に数えることのできる市浦健(1904-1981(明治37-昭和56)年)を取り上げ、彼の、設計ばかりでなく、建築界における活動をできる限り明らかにする。例えば、「建築家とは何か」という職能への問いをしようとするとき、日本建築家協会、建築家のための法制度を実現させるべく尽力した市浦の業績は、無視できるものではないと考えるからである。

もちろん市浦に関しては、これまでに研究がないわけではなく、また、知られることも多い^{注2)}。そのため本研究では特に、①設計事務所開設(1952(昭和27)

年)以前の作品の把握・分析を通して、終生住宅と関わり続けたと述べる市浦にとっての住宅の位置づけを考察する。②戦時下の建築新体制構想において果たした役割を明らかにする。そして、③戦後、日本建築家協会の会長を辞したのちに発表した建築家法について、その今日的意味を考察する。以上3点に絞って報告する。

2. 設計事務所開設以前の市浦健の設計作品

2.1 市浦の設計作品

市浦の設計については、設計事務所開設以後の、都市計画を含む公共住宅を中心とする作品は知られ、それらは彼の事務所(現市浦ハウジング&プランニング)でも整理されている。しかしながら、それ以前についてはほとんど把握されていない。わずかに乾式構法を先駆的に試みた住宅や住宅営団での試みが知られる程度である。

ちなみに、これについて市浦は、「20戸以上の個人住宅」^{文1)}や「山田守さんが、簡易保険局の営繕の係長の職を世話を下さったので、はじめて役人となってい

*¹ 東京大学生産技術研究所(当時、東京大学大学院博士課程)

*² 東京大学大学院博士課程

くつかの診療所や局舎」, また「厚生省の嘱託となり, いくつかの山小屋など」^{文2)}を, そして「軽井沢の別荘に引きつづき, 北軽にも」家を建て「この家は[義]^{注3)}父が医者だった関係からしばらく夏の診療所として使われ」^{文3)}たと記し, あるいは「摩周湖畔の展望小屋」^{注4)}を設計したと語る。他にも岸田日出刀を手伝い, 「荒野邸」(1935) はじめ数軒の住宅や別荘・クラブハウスを監理したと記している^{文4)}。これについて, 本研究で把握したものが表2-1である。自身の告白に照らせば, 名称・建設時期はじめ詳細が明らかにできたものは多くなく依然不明は残るが, 以下ではいくつかの事例について述べた上で, 市浦の住宅との関わりに触れる。

表2-1 市浦健 実施作品リスト(設計事務所開設以前)

西暦	和暦	作品名	所在地
1931	昭和6	「自邸」	渋谷
1933	8	「坪廿圓の別荘」	軽井沢
1934	9	「直木三十五邸」	横浜
1935	10	「阿部秀助邸」	麻布
		「第二の小住宅」	駒場
		「山崎匡輔邸」	駒場
		「板垣鷹穂別荘」(増築)	軽井沢
1938	13	「小泉信三邸」(増築)	東京
1939以前	14以前	「加藤邸」	不明
		「秋山邸」	不明
1939	14	「三村征雄邸」	神戸
1940	15	「日光龍頭山の家」	日光
		「日光湯元山の家」(原案)	日光
1942	17	「戸張新兵衛邸」	高輪
不明	不明	「山田邸」	不明

※: 具体的な名称の判明したもののみ

2.2 「自邸」

市浦の処女作となるのが, 結婚にあたり設計した「自邸」(写真2-1~2)である。トロッケン・モンタージュ・パウ(乾式組立構法)の採用で知られるが, 宇田川町に持っていた借家の空地に, 地主の了解を得て建てたもので, 1931(昭和6)年春, 竣工した。この竣工は, 同じ構法でつくられた土浦亀城の自邸より半年ほど早い。

設計には2年ほど前から着手したと言うが, 乾式構法の採用は, 新し物好きで人がやっていないことをやりたがる性格に加えて, 一高時代の実家の建て替えて, 在来構法では左官工事のため工期が嵩むことを知っており⁵⁾, より合理的なつくり方を求めた結果である。工期は「正味約一ヶ月十日」。それでも「壁材料の職人が専門的でないため割合に長くな」ったと記している^{文5)}。

ところで, この昭和戦前期のモダニストによる乾式構法への取り組みは, しばしば, ヴァルター・グロピウスの影響によるものと評される^{文6)}。

しかしこれについて市浦は, 「グロピウスがそんなことをやっていたとは恥ずかしながらよく知ら」ず, 川喜田鍊七郎の指摘によって初めて気づいたと記す^{文7)}。

おそらく市浦は意識的であったに違いないが, 従来の見方は, 市浦が土浦と相談しながら設計を進めたことで,

両者を混同して語られているものとする。ちなみに, 管見によれば, 「建築家は又大いに口も動かし筆も揮ふべき」^{文8)}と記し著述も豊富に残した市浦自身の文にも, グロピウスを評価するものの登場するのは, 「自邸」完成後の1932(昭和7)年になってからである^{文9)}。

なお, この「自邸」は, 土浦自邸同様, 京都の数奇屋大工・9代目北村傳兵衛の弟, 北村信治郎(1899-1962(明治32-昭和37)年)の大倉土木時代の手になる^{注6)}。大学を出た(1928(昭和3)年, 東京帝大)ばかりの市浦が, 土浦がいたとはいえ, 独力で全く新しいディテールを開発したとは考えにくい。実現に際しては北村の相応の貢献があったと見るべきだろう^{注7)}。

2.3 「自邸」以後の建築

「自邸」に続き市浦が設計した建築を住宅に注目して見ていくと, 外観の判明するものでは, 「阿部秀助邸」(1935)・「第二の小住宅」(同)・「山崎匡輔邸」(同)・「三村征雄邸」(1939)・「戸張新兵衛邸」(1942)となる(写真2-3~7)。

意匠の展開としては, 外壁の石綿スレート貼が杉板貼に変わり, そしてモルタル塗となる。モルタル塗はおそらく, これが戦時下の防火改修で推奨されたためであろう。また, 「自邸」・「阿部秀助邸」は陸屋根であったが, 「第二の小住宅」で緩勾配ながら屋根が登場し, 「三村征雄邸」を経て, 「戸張新兵衛邸」では伝統と向き合ったかの如きものとなる。つまり数年で建築界の潮流から消える木造陸屋根の乾式構法を地で行くと言える。

それでも市浦の場合には, こののち住宅営団でパネル式木造組立住宅(写真2-8)の開発に尽力することを考えれば, それが個人での試みから, 組織力を背景としたものになりこそすれ, 如何に合理的につくるかという部分への興味は変わらず続いていく。

2.4 軽井沢・日光 避暑地の建築

住宅以外も市浦は手がけた。ここでは, 避暑地に建った建築について述べる。

一高時代より夏を軽井沢で過ごすことを常とした市浦は, 「自邸」に続き, 妻の親友・石田アヤの父(西村伊作)の土地の一角を借り, 別荘を建てている(「坪廿圓の別荘」(1933, 写真2-9))。ここでもそのタイトルに見るように安価での建設を誇る。

その2年後には, 評論家・板垣鷹穂の別荘を手がける(1935, 写真2-10)。ここでは, 伊作の息子・久二が主屋を, 市浦は書斎棟を設計するが, 構想から共に打合せたためか, 外観には通じる部分が多い。これはまた, 別荘のあり方について板垣を教化した成果と呼ぶべきものである。板垣は, 「[市浦・西村]両氏によつて建てられた, 恐らく最低価格のサンマーハウスに案内された。



写真 2-1 「自邸」
（『新建築』1931.12）



写真 2-2 「同左」外壁施工中
（市浦旧蔵資料。以下*のものは全て同）



写真 2-3 「阿部秀助邸」
*

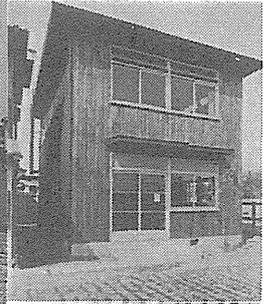


写真 2-4 「第二の小住宅」
（『新建築』1935.6）

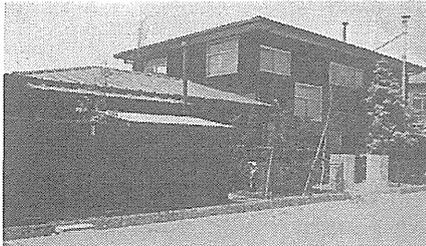


写真 2-5 「山崎匡輔邸」
（『新建築』1935.7）

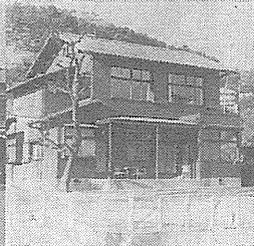


写真 2-6 「三村征雄邸」
*



写真 2-7 「戸張新兵衛邸」
*

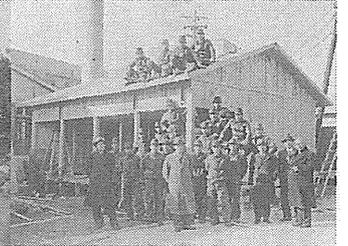


写真 2-8 「パネル式木造組立住宅」
*

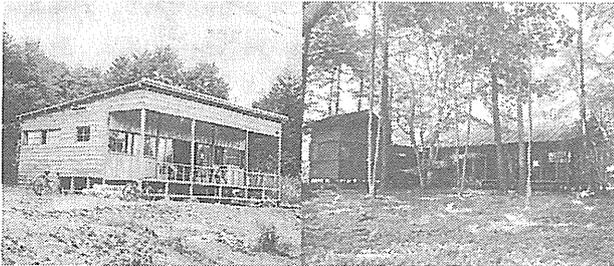


写真 2-9 「坪廿圓の別荘」 写真 2-10 「板垣鷹穂別荘」
*
（竹内均所蔵資料, 1971 年）

表 2-2 帝室林野局の紀元 2600 年記念事業による建築

国立公園	建設箇所	建築種別	規模概要
阿寒	摩周湖畔	休憩舎	約 10 坪
大雪山	美幌峠	休憩舎	約 13 坪
	勇駒別	山小屋	約 37 坪, 20 人収容
日光	美瑛富士	避難小屋	約 7.5 坪
	龍頭	山小屋	約 110 坪, 54 人収容※
吉野熊野	湯元	山小屋	約 130 坪, 80 人収容
	大杉谷	山小屋	約 22 坪, 14 人収容

※：のち 80 人に変更。なお本表は、加藤誠平：日光国立公園内に出来た 2 つの新しい山の家、風景、Vol.8, No.3, pp.25-31, 風景協会, 1941.3 をもとに作成

こゝで謂はゞ「軽井澤の小屋」と云ふものについて、私は洗禮を受けたやうな結果になつて（略）無駄な費用をかけるやうな氣持は、一切清算出來た」^{文 10}と記した。

それからしばらくのち、市浦は、囑託となっていた厚生省で、山の施設を手がける。

国際観光と国民の体力向上が求められる中、建築学会と「国立公園内に建つ山小屋建築設計図案懸賞」（1933）を行った国立公園協会は、しばらくして帝室林野局と結び、紀元 2600 年記念事業で国立公園に山小屋等を置く計画を定める（1937（昭和 12）年、表 2-2）。

翌年計画は本格着手され、龍頭の滝と湯元に山小屋を置くこととなった日光については、市浦（同年 4 月より

厚生省体力局囑託）らが調査に赴き、敷地が決定。これに併せて、ドイツの徒歩旅行運動による山の青年宿舎をやはり市浦らが参照し、設計基準を定め、1939（昭和 14）年 3 月には設計原案が完成する。

この設計について市浦は、各種の資材統制下にあつても、林野局の施設のため材木に関しては時勢に似つかわしくない贅沢が許されたと記したが、最終的に湯元の設計は志村太七の手になり、市浦は原案作成に留まるものの、龍頭では設計者として携わる（写真 2-11）。

この「龍頭山の家」の内部意匠の特徴を端的に言えば、アントニン・レーモンドの影響を露わに受けた作品、となる。それは、柱を外した外部建具やコンクリート打ち放しの暖炉・廻り階段・鉄み梁といった部分を見れば明らかである（写真 2-12~14）。「夏の家」（1933）をはじめとするレーモンド作品の影響が色濃く見える。日本の建築界に残したレーモンドの事跡を考えれば、影響は戦前から大きかつたはずである。にも関わらず、師事した者以外の作品にそれを見出せるものは少ない。そうした中でこれは、影響を認め得る貴重な一品と言える。

この建物がレーモンド風になったのは、次のことが考えられる。まず市浦は、週末別荘について語る中で「良い實例に乏しいので此點は實質的に大差ない山の避暑地の別荘を」紹介し、こうした施設が備える意匠として「巧んだ自然味や、その反対の鋭角的モダニズムは絶対に避けねばならぬ」と述べ、「夏の家」を「自然の中に完全に融合する心持が十分に認められる」と評価する^{文 11}。また「夏の家」などを請け負った赤坂藤吉（写真 2-15）がこれに関わることも見逃せない。市浦もそれを知っており、竣工後こう記している。

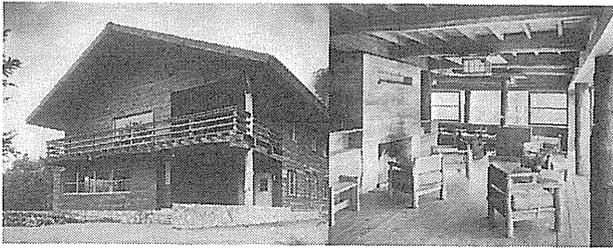


写真 2-11 「龍頭山の家」外観＊ 写真 12 「同」談話室＊

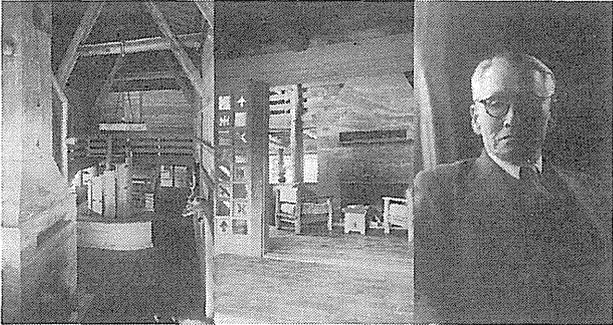


写真 2-13 「同」ホール＊ 写真 2-14 「同左」＊ 写真 2-15 赤坂藤吉 (赤坂茂好所蔵資料)

もしこの「山の家」で何處かよく出来たところでもあればこれは設計に携っていた大江 [透] 君の努力や、レーモンドの軽井澤の教會等で有名な赤坂君の施工者としての良心的態度によるものである事を銘記されたい^{文12)}

市浦がどの時点で考えたかは明らかでないが、一連のレーモンド作品を請け負った赤坂を得て、やってみたいと考えたに違いない。市浦の設計について、戦後を知る富安秀雄が「空間がなかった」^{注4)}と言うように、生産や構法・平面計画への関心の一方で、確固たる設計手法に欠けていたこともあっただろう。そこにはまた、2つの山の家を監修者である岸田日出刀の理解もあった。岸田は「夏の家」について次のように書いている。

軽井澤にあるレイモンド氏の山荘もうまいものだと感心した。(略)木といふ材料がうまく使ひこなしてあるし、屋根なども一見グロテスクに見えるが実際には寫眞よりはずつと自然の感じで、山家らしい鄙びた味はひと落ち付きをもつてゐる^{文13)}

なお、外観にはその岸田の影響も認められる。岸田は、この以前、同協会の山の施設を設計しており^{文14)}、2つの日光の山を家の外観は、最も設計の遅い「大雪山愛山溪ホテル」に通じる(図 2-1~3)。審査員となった建築学会の設計競技(前述)の経験を通して得た山の施設の外観に対する考えの結実したものが大雪山のホテルで、それが監修した山の家に反映されたものと考えられる。

2.5 市浦と住宅

さて、ここで市浦と住宅の関わりについて述べる。

戦前の市浦作品の施主を見ていくと、例えば住宅では、東京海上火災社員で阿部泰藏(明治生命保険創業者)九男の阿部秀助、東京帝大助教授の山崎匡輔、大阪帝大助

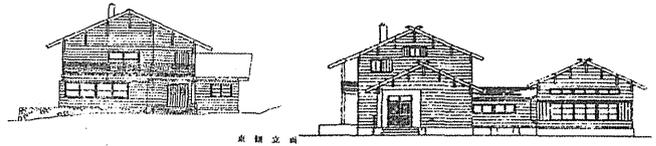


図 2-1 「龍頭山の家」 (『建築雑誌』1941.7)

図 2-2 「湯元山の家」 (『国立公園』1941.11)

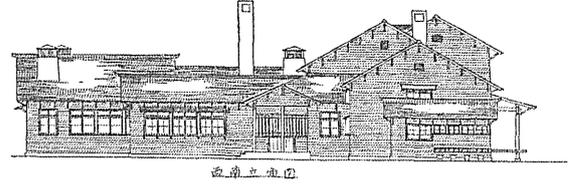


図 2-3 「大雪山愛山溪ホテル」 (『国立公園』1935.11)

教授の三村征雄、慶応義塾塾長の小泉信三、といった顔触れである。施主に関しては、富裕層に奉仕する当時の建築家像を超えないことが確認できる。ちなみに、阿部は板垣に紹介された名取洋之介(写真家)の慶応時代の友人、また三村は府立四中時代以来の友人、小泉は阿部秀助の姉が細君であった関係によるものであり、戸張新兵衛は市浦の妻・英子の文化学院時代からの親友・秋谷(旧姓)奈都子の夫君、といったように、知人やその紹介によって機会にめぐり合っている。

とはいえ、「建築生産の合理化」(1937)で木造小住宅生産に建築家の関与のないことを指摘した市浦は、次第にその声を強め、1941(昭和16)年、大村巳代治の招きで住宅営団に入る。そこで開発を手がけたもの(写真 2-8)は、確かに庶民住宅と呼ぶべきものであった。

その市浦は、晩年、戦後の独立当時を振り返り、「将来の見透しとしては、何れ近いうちに日本の復興が軌道にのれば、住宅の仕事が多くなるだろうし、住宅営団ではやれなかった住宅問題の解決という有意義な仕事やれるだろう」^{文15)}との抱負を持ったと記す。

確かに独立直後より、公共住宅の設計を、先を行く久米権九郎と競うように手がけている。しかし当時身近にあった者の見る目はそれとは異なる。永松繁彦・村松正治といった創立時ないし最初期を知る旧社員や、終生仕えた富安秀雄らは一様に、むしろ当初は東京帝大の同級生である前川國男と同じ道を目指しているように見たと語る。例えば村松は、次のように述べている。

—— 当時は、事務所のスタンスとして、住宅を仕事の中心に考えたいという姿勢でやっておられたのでしょうか？ 村松 そんなことはなかったと思います。確かに住宅の仕事は、当時はそれは社会全体として、復興にあたっての重要な仕事という感じではありましたが、殊更に「住宅を」という感じであったという印象は持っていません。^{注8)}

また、「負けず嫌いですからね、市浦さんの同級生は皆。非常に仲の良い友達なんだけれども、負けたくないという意識はとて強くて。だから、自分も建築家とし

て試したい、前川さんに負けたくないという気持ちが当然あったはず」^{註9)}とは、晩年の市浦に仕え、1928(昭和3)年卒の同級生もよく知る佐藤由巳子の弁である。

もちろん仕事を選び好みできない独立したばかりの状況や復興期の背景もあるだろう。しかし、こうした証言を踏まえれば、この時期の市浦はおそらく、住宅に対する関心は戦前より絶えることなくありはしたものの、そればかりが設計の対象とは考えていなかった。むしろ戦前からの意味での、独立した建築家としての可能性を試したいと考えていたと見るべきであろう。

それが転換を迫られるのは、独立し、前川と同じ土俵に立ち、それまでに経験したことのない種類の建築を手がける中で、自身の限界を悟ったためと推察する。そこで、改めて住宅の場に、そして都市計画の場に、さらには当時、開発の遅れが指摘されていた^{文16)}建築金物をはじめとする標準部品開発の場へといったように、他人がまだ手を染めていない方面に可能性を見出し、拠り所を求めて行ったのではないかと、とは息子の潤の言葉だが^{註10)}、富安も同様に語る^{註4)}。

佐藤は前言に続けて、前川・市浦・太田和夫・横山不学ら同級生の競争意識について、「ゴルフでも何でも、誰かが秀でないでいるうちは懸命に同じことで競う」が「誰かが図抜けてしまうと、途端にみんな辞め」てしまうと言う^{註9)}。やはり、差異を認めた時点で、新たな拠り所に住宅を選んで棲み分けたと見ることが可能だろう。

ちなみに潤は、加えて、晩年同級生たちが市浦宅で、各々が各分野に棲み分けて行った経緯を語り合う場に居合わせており、それぞれの動機には少なからず同級生の影響が見えた、と語っている^{註10)}。

市浦の決定的な転機は、庶民住宅に関心を持って市浦の下に入った富安によってもたらされたように見える。富安は、入所後、間もなくのことを次のように語る。

僕は、庶民の住宅っていうのに関心があったんですよ。だけど当時、建築家の仕事として庶民の住宅ってのはあり得なくてね。みんな住宅設計って言えば、大金持ちの家なんですよね。その中で、僕が入った当時も市浦さんが公営住宅の設計を頼まれていたんでね。「これは素晴らしい」と。それで、市浦さんに、「公営住宅のような一般の人たちの住宅をやるのは非常に大切なことだと僕は思う。できれば事務所でそういう仕事をやらせてもらいたい」と言ったんですね。僕は学生時代、反米を掲げたメーデー[血のメーデー事件、1952(昭和27)年]に参加したりしてましたからね。それが事務所に入ったら手のひらを返したように米軍の仕事で食うっていうのも嫌だったんです。

で、もし「そんな生意気なことを言うなら辞めろ」って言うならそれでもいいと思って、辞表を胸に市浦さんに、「そういう仕事はやりたくない」と言ったんです。そして市浦さんが、「いやあ、そういう考え方もいいな」と(笑)。「お前、そうならそっちをやれ。そういう所員がひとりいたっていいんだ」って言ってくれて。で、以後公営住宅だけやらせてもらってね。^{註4)}

この富安の志向性が、市浦の中で、かつて歩んだ道と以後目指す道の整合を取らせたのだろう。結果的に一致した、事務所の体制刷新と富安の入所、すなわち1954(昭和29)年春をもって、市浦は方向を確かなものにして行く。それ以前よりなされていた国家的なプロジェクトへの設計競技参加などの取り組みは以後も続けられるが、その一方で、たどりついた住宅を、本格的に自らの活躍の場として、公共住宅を中心に、庶民の憧れとなる理想の住まいの実現に取り組んで行くのである。

その姿は、終戦直後より住宅に取り組んでいた建築家たちが、昭和30年代に入り、こぞって住宅から離れて行く様相と好対照をなした。1959(昭和34)年に入所した小林明はこれを、「世の中が変わってきて、みんなが住宅以外のものに目が行くようになった中で、私たちが住宅以外のものに目が残った」^{註11)}と表現する。

そうして、まずは一世帯一住宅の実現を目指し、その尖兵となって建設が進められて行く公共集合住宅と、底上げされる庶民の総中流化の下で、当初の「庶民の理想の住宅」は、1960年代後半にはまず量的に「庶民住宅そのもの」になる。富安に語っていた「我々の仕事は、医者でいえば町医者だよ」^{文17)}という言葉に象徴される市浦の、庶民住宅＝公共住宅＝中流住宅という認識はこうした時代になって以後のものである。

晩年には、「当事務所は受託業務の約90%がパブリック・ハウジングです。その設計に興味があるどころか、全力を投入してやっています。建築家として社会に貢献する最も効果のある方向のひとつであると確信してるからです」^{文18)}と自信に満ちた言葉で記している。独立後の模索を経てたどり着いた公共住宅が、社会の変化によって庶民の夢でなくなったとき、市浦は住宅営団以来ようやく、庶民住宅に戻ってきたことになる。

そしてそれはちょうど、日本建築家協会の会長となり、建築家のための法の実現に奔走する時期と符合する。

本稿第4章では、1960年代より始まる建築士法(以下、士法と略することがある)の抜本改正への動きの中で、日本建築家協会が繰り広げることになった建築設計監理業務法の制定運動を横に見ながら、戦前から活躍する建築家としては珍しく住宅の場で長く活躍した市浦が、建築家の法制度をどのように考えていたかについて考察するが、その前に、次章では、市浦自身が関与を印象深く記す、戦時下の建築新体制について述べておきたい。

3. 建築新体制における市浦健

市浦は、設計以外でも建築界で様々な活躍した。

それは、大学卒業以後、編集者不在の状況を支えた建築家と評された『新建築』・『現代建築』・『建築雑誌』における活躍や、日大をはじめとする教育の場、そして戦災復興院・特別調達庁といった官公庁に加え、請

負業（鹿島建設）にも所属したように建築界の職域を渡り歩いた経歴をして言うばかりでない。戦前には、新興建築家連盟はじめ、日本工作文化連盟などの建築運動に関与し、さらに、戦後、住宅総合部品センターなどの理事として、公共住宅の構法や住宅関連部品の開発に携わったことも挙げられる。また、団体・組織活動にも積極的で、卒業間もなく入会した建築学会は言うに及ばず、戦後、同学会内に設けられた懇親会である建築倶楽部にもいち早く入会。そして、鹿島建設を辞し独立するや日本建築設計監理協会に入会（1952（昭和27）年）し、同年、日米の建築家が合同で設立した極東建築家会にも準備より参画した。こうした中には知られることも多いが、以下では、戦時中の建築新体制構想について記す。

3.1 建築新体制とは

「新体制」とは、戦禍に向け、挙国一致の推進こそ是とする近衛文麿が、国家的な体制刷新の要を訴えたことに始まる（1940（昭和15）年6月）、従来の自由主義的発想から脱した体制、もしくはその構築を模索する動きを指す。以後終戦を迎えるまで、国民動員の中核組織である大政翼賛会の結成（同年10月）に象徴されるように、その樹立に向けた動きが各界で起こっていく。

「経済新体制確立要綱」など、他分野の新体制構想が次々と閣議決定される中で、建築界にも、非常時に向けた協同や体制刷新の要が説かれる。それが「建築新体制」ないしその構想と呼ばれるもので、翌年2月、建築学会が、日本建築協会・日本建築士会・建築業協会の3会に対し、協議の場の設置を提案し、建築連合協議委員会が設立。ここに建築界を挙げての模索が始まる。

その樹立に向けた動きをここに詳述する余裕はないが、実際に「建築新体制」として着想されたものは、同連合協議委員会に、同年7月、検討のため設けられた専門部の名称に端的に表現された（表3-1）。考え得る限りの建築界全体について、あり方を再考し、挙国一致のための一元的体制を構築しようとするものであった。

専門部を構成する委員の人選は、同連合協議委員会委員長である佐野利器に一任。佐野は、基本的にはそれを専門とする者を選ぶが、そればかりでは従来の発想を打破できないと見たためか、専門を異とする者も選んでいる。そうした顔触れからなる各部会はそれぞれに検討を進め、いくつかの建議を内閣に提出しながら、1942（昭和17）年11月には、「建築新体制要綱」の発表に至る。

しかしながら、既に指摘する者のあるように^{文19)}、この建築新体制は大きな成果を残すことはなかった。行政機構の再構築や営繕事務の統一は、官僚たちが積極的な行動を起こさなかったため捗らず（一・二部）、設計監理業務（三部）・施工組織（四部）についても同様であった。第三部では、建築士法の要が、それ以前より唱

えられた建築家のための業務法の形でなく、技術者資格法として謳われ、それを戦後の土法の萌芽と見る者もある。また第四部では、請負業界を刷新すべく櫻井良雄が熱心に提案を続け^{文20)}、それは、戦前より続く請負業の体質改善への動きに寄与することがなかったとは言えない。しかしいずれも、実現可能な策が練られ、何らかの動きが実際に始まるまでには至らなかった。

その中で唯一、具体的な行動が見られたのが市浦の所属する第五部であったが、それも、最終的には、学術も標榜する建築学会を技術者団体と見て、同種の団体である日本建築協会との合併を議論するに終始した。市浦も伊藤滋に従い交渉のためしばしば大阪を訪れたが、建築学会の代表である彼らが官公庁に属するためか、日本建築協会側には「官僚エキスパートの思い上が」^{文21)}りと西山卯三が述べるように高圧的に映った。その結果、合併後の名称すら難航し、「定款まで決まったところで」終戦を迎え「すべて御破算にな」った^{文22)}注12)。

表3-1 建築連合協議委員会 専門委員会委員（1941年7月）

第一部 建築行政機構に関する事項				
伊藤憲太郎 (商工省)	大村巳代治 (厚生省)	菅野誠 (文部省)	小林隆徳 (警視庁)	武富英一 (大倉土木)
○中澤誠一郎 (内務省)	中村傳治 (横河工務所)	堀井啓治 (愛知県)	村野藤吾 (村野藤吾事)	△吉田安三郎 (内務省)
第二部 官庁営繕並びにその他の営繕に関する事項				
太田和夫 (鉄道省)	川口一二 (大阪府)	○北澤五郎 (三井合資)	小林清周 (海軍省、准員)	下元連 (大蔵省)
△田中徳治 (文部省)	田中正義 (田中正義事)	玉眞秀雄 (清水組)	内藤亮一 (兵庫県)	藤村朗 (三菱地所)
山田守 (通信省)	横山不學 (東京市)	桐本楠雄※1 (大阪府)		
第三部 建築設計監理業務に関する事項				
鈴木和夫 (警視庁)	竹腰健造 (長谷部竹腰事)	図師嘉彦※2 (図師事)	土岐達人 (日立製作所)	東畑謙三 (東畑謙三事)
松田軍平 (松田事)	西村好時 (西村事)	橋本文夫 (清水組)	堀越三郎 (堀越事)	△松本與作 (第一生命)
○山下壽郎 (山下壽郎事)	石本喜久治 (石本事)	前川國男 (前川國男事)	小林秀彌※1 (大倉土木)	
第四部 建築施行組織に関する事項				
石井桂 (内務省)	△大西幸雄 (東京市)	鎌田隆男 (陸軍)	櫻井良雄 (清水組)	○島田藤 (島藤組)
清水榮二 (清水事)	清水一 (大倉土木)	富永長治 (清水組)	西澤藤生 (大林組)	萩村金一郎 (鹿島組)
藤田金一郎 (大蔵省)	柳瀬駿 (石本事)			
第五部 建築技術家団体に関する事項				
井上新二 (大阪府)	伊藤和夫 (大阪市)	△伊藤滋 (鉄道省)	市浦健 (住宅営団)	熊谷兼雄 (厚生省)
○小林政一 (東京工大)	新名種夫 (住宅営団)	中西六郎 (中西六郎事)	坂静雄 (京都帝大)	二見秀雄 (東京工大)
武藤清 (東京帝大)				

上段：氏名、下段（ ）：所属 ○：主査、△：幹事

※1：のちに追加、※2：中途解嘱 事：建築設計事務所等の略出典：中澤誠一郎：建築連合協議委員会の経過に就て、日本建築士、Vol.30, No.5, pp.10-13, 日本建築士会、1942.5に加筆

3.2 建築新体制促進同志会と市浦

上が概要となるが、しかしこうした記述からは、市浦の姿は見えてこない。一部門でのわずかな行動が書き留められるに過ぎないからである。この運動への関与を「それにつけても忘れられない」^{文23)}と記す市浦の言

が大袈裟に思えるほどだが、建築連合協議委員会の結成に至る動きを見て行くと、それは必ずしも正しくない。

と言うのも、建築新体制の構築に向けた議論の母体である建築連合協議委員会は、その前年9月に結成された建築新体制促進同志会（以下、同志会）の発展形として組織されたものだからである。そして、同志会の発起人は、伊藤滋・大村巳代治・市浦健であった^{文23)}。

中枢にあったのは伊藤だが、会結成の目的が、多様に分断された建築界刷新に向け「まず各団体の統合をめざすこと」^{文23)}であったから、市浦としては、彼なりに所期の目的の達成に向けて終始尽力したことになる。

なお、こうした活動に深く入って行く契機を市浦の文から探ると、同志会結成の少し前には次のようにある。

挙国一致の必要や強力政治への待望は事変後当初からの掛声許りの時代に比べると隔段の強さで全大衆に漲っている。資材問題、住宅問題、大陸建設の問題、都市計画の問題等で近年頃に政治的関心をたかめつつある建築界に於ても、此際小異を捨て、國家的課題に就いて協力國策に参畫しなければならぬのではなからうか。（略）建築界としてもその準備工作を怠つてはなるまい。此の意味に於て本〔日本工作文化〕連盟も何等かの形式に於て建議し協力すべく責任と義務を自覚する^{文24)}

挙国一致体制の実現のため、建築界でも何か行動を起こすべきだという意見である。また別に、住宅問題について、厚生省に住宅課ができたとは言っても、行政施策が課によって縦割りにされ、有機的な連携に欠くことを嘆く文もある^{文25)}。共通するのは、協同体制の不備への対策を練ろうとする姿勢である。この時期市浦は日大等の教職を離れ、官公庁に籍を置き、行政の縦割り主義に日々直面していた。それがこうした方面に対する関心を強めさせた面もあったらう。

そして同志会以来の市浦の動きは、彼に近い堀口捨己が晩年、かつてを振り返るべく企画された座談会で、市浦に対して新体制について語るよう促したことに見るように^{文26)}、知る者の間に「建築新体制と言えば市浦」という認識を形づくって行くのである。

ところで、同志会の活動には不明が多いが、それをまず伊藤に求めると、建築界内に留まらず、他の科学技術者団体も訪れ、建築界の意見を開陳するなどし、また同志会自身も大政翼賛会との懇親会を持つなどした。ちなみに同志会メンバーとして判明する者は次の通りである。

清水一（大倉組技師）、高山英華（東大工學部助教授）、吉村辰夫（神奈川県建築課長）、大村巳代治（厚生省社会局住宅課技師）、太田和夫（鐵道省工務局技師）、市浦健（厚生省嘱託東京女高師講師）、谷口吉郎（東京工大教授）、伊藤滋（鐵道省建設局技師）^{文27)}

終戦によって水泡に帰したこの構想が建築界に残したものは多くはない。それでも市浦は、この構想への関与の中で伊藤から集団を統率する手法はじめ多くを学ぶ。

それは例えば、直接には当時、次長として「人事から何から実際のことは全部やっていた」住宅営団東京支所において、「市浦さんを中心にみんなで頑張るという雰囲気がありました。当時の流行歌をもじって市浦次長の名を入れた歌が出来て、みんな口々にそれを歌いながら仕事をしてい」^{注13)}たと言われるように、また間接的には戦後、事務所を率い、あるいは各種団体の理事などで活躍する際に、活かされて行ったものと推察する。

4. 建築家法（市浦私案）の提案

本章では、日本建築家協会（以下、家協会）の会長時代に、建築設計監理業務法の制定を強く推し進めた市浦が、会長を辞したのち示した建築家法について、その提案の背景と今日の意味を明らかにする。

4.1 建築士法と市浦

戦前から活躍する市浦は、戦前の建築士法案も知る。1940（昭和15）年には次のように述べている。

有能馬の維持造成を期するため装蹄師法なるものが農林省から提出され成立して居るが之も毎年乍ら途中で挫折して了ふ建築士法案と引較べて國家のため何れが重要なりやと云ふ疑問が持たれる。後者の成立は大局的に必要であり又貢献する所大であるが、夫に對する建築界の認識・支持が如何なる状態であるか。又建築事務所の實状に對する批判・學會の本法に對する批判等此際大局的見地より大いに論議・検討されるべき餘地があつて現状のままではもし議會を通過しても圓滿なる運用は疑しい様な氣がする^{文28)}

法の制定が必要と説くが、その一方で日本建築士会の従前の法案では様々な批判に耐えるものではなく、運用も難しいとする。この時期、建築家たちからも、建築家のための法でなく、建築技術者全体を見た法の可能性が説かれた^{文29)}。そうした時期ゆえの意見と言うべきかも知れないが、管見の限りこの程度のものである。また、建築連合協議委員会において説かれた建築士法についても、市浦の属する五部の議題でなかったためか、議論に関与した形跡もない。自身、官公庁にいたため、身近な課題ではなかったのかも知れない。

しかし戦後、設計事務所を開設するに至っては状況が変わり、ほどなく、旧日本建築士会の流れを汲む日本建築設計監理協会に入会。その後継となる日本建築家協会では、常に役員や委員を務め、士法については、同協会が具体的な行動を起こす頃より携わる（表4-1）。

4.2 建築設計監理業務法提案の背景

士法の制定（1950（昭和25）年）は日本の建築の法制度にとって画期をなすことであった。しかしそれは西洋的な建築家像の実現を図る法ではなかった。旧日本建築士会が唱えた「建築士」の称号を奪い、中身を骨抜きにしたものとも評された。そのため、不満に思う者たち

は、60年代に入ると改正を求めるようになる。

ただし、その声を真っ先に発したのは全国建築士事務所協会連合会^{注14)}（以下、全事連）であった^{注15)}。全事連は、旧建築代理士会時代より、士法改正に積極的に取り組む。全事連への発展解消以前（1962（昭和37）年）から、団体の目的に「業務に必要な法令及び技術の研究に関すること」を掲げ、また実際に、設立準備期より建築士事務所に関する法令整備に向けた研究に余念がなかった。例えば、1955（昭和30）年には、建築士が業として設計監理を行う際には事務所登録を要すべく法を改めるよう求め、実現させている。

この頃までに、士法は、誰に資格を与えるかという資格法の性格が強い反面、設計監理業務をどのように行うかという業務法の性格が不十分だということが、設計関係者の共通した認識になっていた。そのため全事連は、士法から業務を行う事務所組織に関する部分を切り離し、単独の新たな法として定め直すべく研究に着手。早くも1963（昭和38）年には、要望案を作成している。

一方、建築家の団体である家協会も、市浦がこの頃の協会を、「将来士法を改正し別に建築家法を持ちたいという気持ちでスタートした。士法改正について協会としては昭和34年頃からいろいろの角度で検討を続けた。当局にも機会あるごとに意見を述べていた」^{文30)}と回想するように、動いてはいた。しかし、それらはまだ、改正に向けた具体性を伴うものではなかった。

1963（昭和38）年7月、建設コンサルタント育成に関する建設大臣から中央建設審議会への諮問などの動きを受けて、家協会は、関連する問題として「建築家の業務に関する法制の研究委員会」を設置（表4-1）。これによって、「建築家の法律を如何に作るか」の議論が、家協会で本格的に始まる。コンサルタント業法制定の動きが、翌年2月、建設省からの白紙撤回声明により休止されるのに伴い、協会は、士法に対する意見をいったん整理すべく議論する（3月）。整理を委ねられた市浦が議論のため示した主な項目は次の通りである。

- 1) 建築士法を改正して業務法とする。
- 2) 設計監理業務の独立性を明確化する。
- 3) 建築事務所の開設者は建築士とする。
- 4) 構造・設備・都市計画の専門別資格を設け、建築士法適用外の資格とする。^{文31)}

これについて議論し、1)・2)を中心に広く協会内で討議する必要を確認する。なお、1)「法を改正して業務法とする」は、この時期はまだ、業務法の単独立法ができると考えていないから、「改正して業務法的性格をより明確に盛り込む」の意と解される。また4)は、構造・設備等の専門資格を別に設け、それによって士法を意匠設計監理者制度に純化させたいという考えだろう。

ちょうどその頃、全事連が単独で士法改正を国会に上

表4-1 市浦健の日本建築家協会での主な役職等

西暦	和暦	役員	委員会委員等
1954	昭和29	理事	不明
1955	30	理事	会則・業務規程・経営基準・業務経理・耐火構造及び特殊耐火構造公営住宅標準設計・メタルフォーム
1956	31	理事	会則・業務規程・経営経理・業務経理・高層公営住宅標準設計・メタルフォーム
1957	32	理事	秩序保持・業務規程（長）・経営経理・定款
1958	33	常務理事	業務規程（長）・経営基準
1959	34	常務理事	業務規程（長）・経営基準・公営住宅標準設計・経営調査・都市住宅問題・U I A
1960	35	理事	運営・法規（都市及び住宅問題分科会・建築工業化分科会）・業務規程
1961	36	理事	企画・業務・定款改正・職責・都市計画及住宅問題（長）
1962	37	理事	企画・職責・都市計画及住宅問題（長）・渉外・インフォメーション・市街地再開発（長）
1963	38	—	企画・職責・U I A・ガイドブック刊行・業務第3・インフォメーション・住宅問題・団地計画C P・都市問題（長）・奨学給費制度・市街地再開発（長）・共同建築調査小（長）・高層住宅（長）・建築家の業務に関する法制の研究
1964	39	—	企画・ガイドブック刊行（長）・業務第3・住宅問題・都市問題（長）・市街地再開発（長）・インフォメーションセンター・奨学給費制度
1965	40	理事	企画・都市住宅（長）・ガイドブック・情報・業務・基準法改正・インフォメーションセンター・海外研修生（長）・市街地再開発（長）・住宅団地C P・都営市街地住宅基本調査（長）・公営住宅標準設計（長）
1966	41	理事	企画・都市住宅（長）・業務・基準法改正・建築士法改正専門・海外研修生・インフォメーションセンター・公営住宅標準設計（長）・住宅団地C P・スポークスマン
1967	42	—	企画（長）・情報・都市住宅（長）・業務・建築士法改正専門・海外研修生・インフォメーションセンター運営・海外業務調査・万博特別対策・スポークスマン
1968	43	副会長	企画（長）・職能・スポークスマン
1969	44	副会長	企画（長）・職能・設監業務法特別・定款改正調査特別（長）・福島県文化センター問題特別・業務規程改正特別・スポークスマン
1970	45	会長	定款改正（長）・法制・支部組織調査
1971	46	会長	支部組織・法制
1972	47	会長	定款改正調査特別・公取問題特別
1973	48	—	企画・法制・公取問題特別
1974	49	—	企画・法制・公取問題特別・定款改正
1975	50	—	—
1976	51	—	公取問題特別
1977	52	—	公取問題特別
1978	53	—	公取問題特別
1979	54	—	公取問題特別
1980	55	—	—
1981	56	—	—

※：各年度の『事業報告書』（日本建築家協会所蔵）より作成
 下線：士法改正・設監業務法推進を担当する委員会
 （長）：委員長 他会との連合委員会は割愛

げようとする動きにあることが発覚する。

これに対して関連団体は激しく反応し、「改正には各団体が一致して協力すべき」^{文32)}として、同月、建築行政協会の呼びかけで、建築9団体による「建築行政関係懇話会」（以下、懇話会）を設立。以後しばらく、士法改正はここを基点に検討されることになる。

翌4月には、建設省より次期国会への改正案提出を睨み、資格・業務制度のあり方や建築士の業務の専門分化に対する制度化に関する話題が出され、そこで関連団体から改正専門委員を選出することが決められる。それを受けて家協会は、議論し、次の事項を確認する（5月）。

- 1) 建築職能関係の法制は資格法・業務法の二本立とする方がよいと思われるがその組成は検討する。

- 2) 建築士資格を内容的に専門細分化するとの改正構想に対して否定はしないが、総合機能を果たす職能の存在を強調したとえば総合建築士の如き制度を考慮すべきではないか。
- 3) 設計・施工の分離はオーナーの利益擁護の立場から原則であり、又監理の独立は当然である。
- 4) 建築業務の業務主体は個人建築士が組織たる建築事務所か一現行の法人組織を前提としての建築士の業務上の責任については幾多の矛盾が存在するので、特殊法人化を考慮せざる限り業務責任は個人建築士が負担すべきである。従って現状においては業務主体は個人建築士である。この観点から建築確認の委譲対象も個人建築士とすべきである。
- 5) 建築事務所開設者は建築士とする。^{文 33)}

注目すべきは、設計監理の業務主体を、この時点ではあくまでも個人を前提とすることである（2と4）。

のちに提唱される建築設計監理業務法（以下、設監業務法）では、4つの柱が掲げられた。すなわち、①第三者監理（監理業務を施工者に委ねない）、②開設者の制限（開設者を建築士に限る）、③兼業禁止（営利事業からの自由）、④建築設計監理法人（非営利法人の新設、以下、設監法人）である。設監業務法は、設計監理業務の主体を、個人から組織に代えて、これを前面に押し出したものである。正しくは個人と組織の二者があるとしたのだが、同法ではとりわけ、後者のために構想された設監法人が目玉として強調された。個人か組織か。大差のないように見えて、この違いは実は大きい。

建設省は6月、「建築士法改正案要綱（第一次試案）」を懇話会に提示する。詳細は割愛するが、市浦はこれを、「われわれ[家協会]の考えていたものに非常に近かった」^{文 34)}と評した。例えば「建築士事務所の登録を受ける者を建築士に限定」し「登録を受けている者は、自らその施工を受託し若しくは請負ってはならない」などとあり、確かに従来の建設省の立場と異なる。

市浦は続けて「省議にも出て、省として認められるところまでいっ」たが以後滞ったとも語った。とはいえ、建設省としては、業界全体の意向を伺うために、自身揺れながら示した中の最も極端な案で、おそらく実現の見込みがあるとは考えていなかったに違いない。

その後、全事連が、議員立法で士法改正案を上程しようとする動きが翌1965（昭和40）年4月より目立ち始めるが、各団体は単独行動を慎むことを確認し、7月を目途に各自改正案を作成することとなる。その中で家協会は、次の討議をなす（5月）。

- (1) 士法改正の方向、要請としては特に当協会は士法全体の在り方を念頭におくなかにも、建築家としての設計専門家としての要望を具体的に提出することに集中すべきである。
- (2) 当協会の士法改正に関する基本的要請は昨年8月の改正案第一次案に対する回答のなかを示されてあるが、このうち特に第4項「建築士事務所の登録を受け得る者を建築士に限定」の建築士事務所の性格に関する問題は文意

に明確を欠く点もあり、第7項「建築士事務所の登録を受けている者は、自らその施工を受託し若しくは請負ってはならない」の資格法と業務法の分離に関する問題もこれに関連するので更に具体的な要請文の作成に至急着手すべきである。^{文 35)}

5月末、懇話会で建設省より示された法改正のスケジュールには、今後、各団体の意見を集め、中央建築士審議会で反映させるとあった。それに向けて家協会でも理論的裏づけとなる見解を付した草案作成を委嘱された市浦は、早速次のレポートをまとめる。

1. 建築士の資格は技術士と同じく、その業を反復実践する者のみあたえられなければならない。さらに業務上の資格がその業における一定水準の技術所有者に与えられる事が妥当である点からすれば、現実の建築士資格は内容的に疑点がある。

2. 建築士資格の専門別化是非については、建築設計等計画業務を専門とするものを建築士であるとするれば特に専門別化する理由はない。なんとすればその他建築に関する構造・設備等の専門業務資格はすでに技術士法の体系に包括されており、実際の有資格者も存在している。それ故ここにいる建築士として関係技術士等コンサルタントの協同により業務を行うことがあるべき姿である。

3. 建築士事務所の登録については、これはクライアントのための業務の行われる閲覧簿を示す如きもの（略）。業務主体の実績は責任者たる有資格者個人にかかわるものであることも当然である。ただ技術士は業務を行うことを前提に登録が行われるが、建築士は資格を与えるときに業務を行うことを前提としていない。^{文 36)}

ここには市浦ののちに示す建築家法の考え方が多く含まれるが、それについては後に譲る。家協会は、これらのうち専門分化（2）を、前年（1964（昭和39）年8月）建設省に示した回答に加え、改めて同省に示す。

なお同協会は、引き続きこの時点までは、建築家の法制度について、個人を前面に出し、あくまでも士法改正により実現を図るという現実的な枠組みの中での対応を考えていた。ところがこの直後（1965（昭和40）年8月）、協会専務理事の古沢鉄之助が私案を示す。のちに設監業務法となるものの原案である。

この私案の構想の経緯を留めるものは見当たらない。しかし、現実的な対応を第一とする一方で、秘かに検討が続けられていたものと推測する。前述のように、家協会は当初、資格法と業務法の両面の性格を持つ士法から、業務法に該当する部分を抽出・分離し、それを建築家（専業設計監理者）だけが行えるとする法案の単独立法ができるとは考えていなかった。それを可能にする古沢の提案は、彼らにとって晴天の霹靂であったに違いない。

市浦はこの採用を「最終の目標である『設計と施工の分離』を実現するためには、建築家の職能を法的に確立し、建築家は建設業などを兼業しないという縛りを自らにかけ、建築主の立場にたつてその利益を守る者であることを明らかにするという考えに落ち着いた」^{文 37)}と振り返る。設計監理を建築家だけの業務に規定すること

はできないが、專業設計組織に所属する者が建築家だという規定の仕方なら成立する、と言うのである。

その採用には、6月に建設省に提示された全事連による「(仮称)建築事務所法要綱(第3要望案)」(以下、全事連による案を、設監業法と総称)への露骨な対抗意識があった。その骨子が、まさしく設計監理を業とする建築士事務所組織のための法そのものであったことに強く刺激されたのである。全事連と家協会は、士法に定められた業務法的規定が不十分という認識では一致する。しかし全事連の、專業・兼業の別を問わない案は営業法的性格が強く、設計監理を営業行為と考えない家協会には受け入れることのできないものだったのである。

10月、その古沢の私案が協会で「建築設計監理業務法要綱案」として纏められ、その時点では漠としていた、案の中核である非営利法人が、翌年9月、設監法人として示された。この法人は、建築家の業務が株式会社組織で行われることは望ましくないと考える家協会にとってふさわしく、設監業務法の柱に据えられ、1967(昭和42)年9月、協会案に正式に採用が決定される。家協会はこうして、建築家の法的規定を、專業設計監理者個人を前に出した士法改正によって求めるのではなく、所属先である事務所組織を前に出した設監業務法の制定によって成し遂げる運動に方針を転換するのである。

かつて士法制定の中心にあった内藤亮一は、このさなか、法改正や新法制定に沸く建築界に対し「制度自体未だ少年期(略)。歴史は永い、君、急ぎたもうなかれ」^{文38)}と諫めた。しかしそうした声は届くはずもなく、1964(昭和39)年に本格化した動きは、このち幾度もの仕切り直しを経ながら80年代まで続くことになる。

4.3 日本建築家協会と市浦

1970(昭和45)年、市浦は、家協会の会長になる。これは、「[協会が]建設省と親しくなるために僕がさせた」^{文39)}と前川が言うように、設監業務法推進の停滞を打開するため、公共住宅に携わり役所に近い市浦の仕事の性質を見込んだものだが、それ以前からの法制化運動への尽力を評価してのものであった。富安はこの頃を振り返り「とにかく物凄い時間を使って、市浦さんはこれ[建築家の法制]に取り組んでいた」^{註4)}と語る。

しかし市浦は、任期中の1972(昭和47)年、協会で、設監業務法を白紙撤回し原点^{註16)}に帰ることを訴える。翌年には他会にも諮り、「三会長[家協会・全事連・日本建築士会連合会]が集まり、今後は各会で士法から洗い直して、士法改正、業務法制定の問題について発想の転換をはかることで一致し」^{文30)}たとも記す。家協会は、そこからしばらくの間、法体系の見直しすら視野に入れた検討をするが、作業はわずかのうちに滞る。

家協会では建築家の法制度に関する議論が再開されるの

は市浦退任の翌年(1974(昭和49)年)である。しかしそこでは、市浦の訴えで着手された検討などなかったかのように、従前の設監業務法推進が前提となっていた。

その市浦の退任は、任期から見て不自然さが残る。これについて富安は、「辞めさせられたようなもの」^{註4)}と言う。表向きには、1972(昭和47)年に議員提出間際まで行った設監業法(田中一参議院議員私案)の上程を阻止したことで任務を終えての退任とされている。

しかし、「若手で熱心にやっている連中がいて、それとぶつかってるっていう話は始終聞いていた」と語る富安は、市浦の志向性と、従来の「デザイン主体の建築家との乖離があった」と言い、そもそも会長就任自体に違和感を覚え、危惧したと語る^{註4)}。市浦が官に近いことも裏目に出ただろう。起こった出来事を留めるものはないが、やはり富安の次の言から推測できる。

覚えているのは、協会の中で、「建設業に入っているような人を入れてもいいんじゃないか」っていう意見と、そんなのは「とんでもない」という古くからの意見とがあって、市浦さんは、そっち[前者]にも理解があったんじゃないかと思うんですよ。それはもう物凄い反対を食ったと思う^{註4)}

おそらく市浦はこのとき、のちの提案に含まれる建築家というの個人だと考えたなら、所属は二の次だという考え方を示し、建設業に属する設計者も建築家と見ようとしたに違いない。そのことも既定路線にこだわらな家協会の多くにとって快いものではなかっただろう。こうして市浦は退任を余儀なくされ、以後家協会の活動から離れ、協会に対してむしろ批判的になって行く。

4.4 建築家法(市浦私案)

市浦の建築家法(以下、市浦私案)は、会長退任からしばらく経った1976(昭和51)年8~9月、計7回にわたって『日刊建設工業新聞』に寄せた「士法改正と設監業務法」と題する文で説かれた。つまりそれは条文までを備えたものではないが、意は十分に尽くされている。

その特徴としては、まず、①設計監理を業として行う者を、組織でなく個人を前面に押し出し建築家法で規定すること。②他の専門技術者の資格を、士法ではなく技術士法に盛り込むこと。これによって高い専門性の求められる資格は全て個人に帰属することを明確にする。その前提として、③当時建築家たちが執拗にこだわった設計者の所属を問題としないこと。④それらを業務や生産の全体を眺め体系的に解決しようとしたこと、がある。

そのような構想の結果、既存の建築士資格はどうなるかという問題については、まずは、⑤級別を廃し資格の一本化を図るが、実施するとすれば混乱が予想される。そのため、⑥二級建築士は、主に木造小住宅を手がける工務店に所属する実態に照らして、工務店法を定め、規定する。⑦それによって残る建築士の性格は、単に一定

の構造規模の建物の設計監理権限を持つ建築技術者として整理され、その結果、⑧建築士の数が増え続けることも問題にならないとする（図4-1）。

ことに①は、家協会の主張と大きく隔たるが、市浦が会長時代に設監業務法の撤回を訴えたのも、この部分に対する違和感からである。建築家を法的に位置づけるにあたり、やむを得ない事情から組織の法をつくり、それによって間接的に建築家という個を定義する方法は素直でなく、むしろ建築家にとって不自由をもたらす場合があると彼は考えた。家協会の性格を踏まえれば、当初のように設計監理者個人を念頭に置いて、直接に個人の建築家のための法を唱えるべきだ、と主張したのである。

そしてそこでは、③個人を対象とするなら本質的に差異はないと、所属が不問にされた。もちろんそれは、設計施工一貫方式を是認するものではないのだが、それでも、家協会にとっては受け入れ難いものであった。会長退任に至った主要因は、富安の言葉通り、やはり、これを説く市浦に対する協会内の非難だったと言えるだろう。

市浦は、私案について「欧米風の古来のアーキテクトをイメージして余りにオーソドックスな考えでいまの時代にはもう通用しないという見方」があると予測した。個としての建築家のあり方が日本には根付いていないから難しいと言うのである。しかし実際には当時建築家たちは、西洋の建築家像の実現を求めながら、その法制とそれを支える社会についての研究に欠いていた。だから市浦の真意はとうてい理解できなかったに違いない。

彼らがようやくその研究に着手するのは、90年代になってからである。その過程で、一口に西洋と言っても、実際には一括りにできない多様さがあること、国際化へと向かう中で、建築家の法的規定については、個人が対象で、かつその所属は問題ではないとする考え方が主流だということが明らかとなってくる。

市浦私案はここにおいて、先見性の面で評価すべきものとなった。それを20年近くも前に説くことができたのは、新し物好きの性格のゆえ、西洋の動向に常にアンテナを張っていたためだろう。また彼が従来の作家的な建築家ではなく、建築の生産全体に深く関心があったためでもあり、さらに「日本人としては異例」なほど「建築の殆どあらゆる分野に跨」^{文40)}る道を歩み、その過程で、広範な視野を得ていたためであった。

しかし、その市浦私案にも限界があった。まず、①その提案が当時ですらほとんど誰の知るところにもならなかったこともひとつに挙げられる。そして何より、②原点に帰っての検討のため、大きく既存の枠組みを改めるものであったこと。これはわずかな修正で済む設監業法や設監業務法に比べ（図4-1）、実現可能性に欠けた。また、③木造小住宅は二級建築士が設計する現実に照らして、そこに工務店法を当てはめるといふ考え方は、む

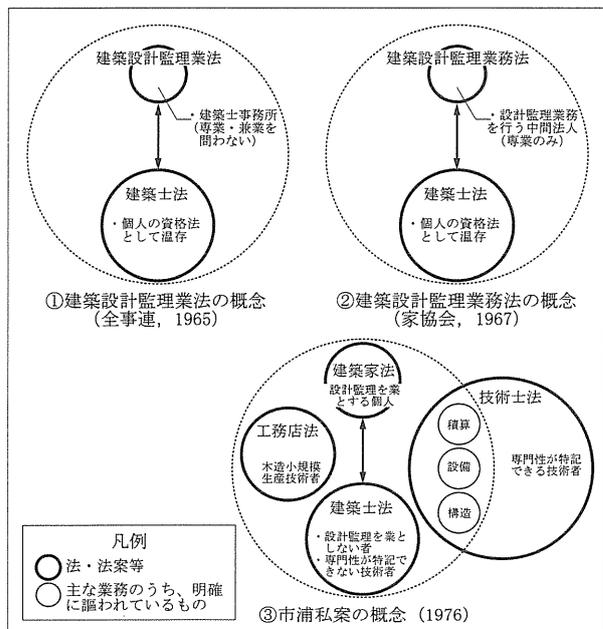


図4-1 市浦私案と設監業法・設監業務法の概念

しろ建築家はその領域に携わることを願って士法を構想した行政の意に反し、受け入れられない要素を備えていた。それに加えて、建築家たちが木造小住宅の領域で活躍し始めた近年の状況を妨げる方向に作用しただろうことがある。それは住宅、ことに庶民住宅に終生携わったと自ら語る市浦が、質・量ともに庶民住宅そのものと呼ぶべき木造小住宅に、目が向いていなかったことを意味する。もちろん、建築学会が木造禁止を決議^{文41)}したことに象徴される戦後の背景を考えれば、それをもって市浦を責めるのは不当ではある。しかしながら、それでもやはり限界があったと言わざるを得ないものであった。

5. まとめ

建築家・市浦健研究の端緒として、彼の設計事務所開設以前の作品と戦時中の建築新体制で果たした役割の把握、戦後、家協会での設監業務法の推進と、建築家法の提案の意味を探った。結果、次のことを明らかにした。

まず、市浦の戦前・戦時下の作品をできる限り把握し、その後と併せて、設計対象としての住宅への意識の変化を把握した。これによって市浦は、一般に処女作以降、一貫して意識的に住宅に取り組んだとされるが、必ずしもそれは意図的なものではなかった可能性があること、そしてその住宅を自ら庶民住宅と述べたが、その言葉は、庶民層の底上げによって公共住宅の捉え方が変わりつつある時期のものであり、注意を要することを指摘した。

また、大学卒業後より建築運動や建築関連団体での活動に積極的に携わった彼は、昭和40年代の士法改正に向けた議論の高まりの中で、家協会の会長を務めながら、同協会が唱える専業設計監理者のための法（設監業務法）の撤回を訴えた。そして、会長を退いた後、建築家法を提唱するが、本稿ではその意味を明らかにした。

すなわちその真意には、個人を対象とし、所属の設計専業か否かを問わない建築家法の立法があったが、それはこの時期の日本の建築家が初めて建築家の定義に関して所属へのこだわりを捨てて示したものであり、現在の国際的な認識に通じ、先見性の面で評価されて然るべきものであった。

もちろんその提案には、建築家が一般庶民住宅に関わるようになった今日の姿に照らすと、以後の行く道を阻んだ可能性があり、適切を欠く部分もある。しかしながら、そのような先駆的な提案が、かくも早い時期にできたのは、彼がいわゆる古典的な建築家とは異なり、広く建築界全般で活躍をしたこと、旺盛な好奇心から、西洋の情報に敏感であったことによるものと考えられる。

<注>

- 1) 本稿では、設計と設計監理は同一と見るが、正確を期す必要がある場合には、あえて監理を付記した。
- 2) 市浦健の既往研究には、金眞模：市浦健の公共住宅に関する理念とその実践活動、東京大学学位論文、2003. などがある。
- 3) 引用文中の [] は、全て引用者による。
- 4) 富安秀雄の教示。
- 5) 矢野典子の教示。
- 6) 北村が後年在籍した協和營造・一見慎三郎の教示。
- 7) 北村は「阿部秀助邸」でも活躍した。
- 8) 村松正治の教示。
- 9) 佐藤由巳子の教示。
- 10) 市浦潤の教示。
- 11) 小林明の教示。
- 12) この余波は1955（昭和30）年頃まで残った。
- 13) 住宅営団東京支所で市浦に仕えた板垣哲子の教示。
- 14) なお同会は、現在の日本建築士事務所協会連合会。
- 15) この時期の建築士法をめぐる動きについては、高橋林之丈：苦悩する建築設計界、相模書房、1981 に詳しい。
- 16) 市浦の言う原点とは、建築行政関係懇話会結成時。

<参考文献>

- 1) 市浦健：個人住宅から庶民住宅（公共住宅）設計へ、こもんすペーす、No.11, pp.1-2, 市浦都市開発建築コンサルタンツ, 1980. 秋
- 2) 市浦健：戦前から戦後、こもんすペーす、No.12, pp.1-2, 市浦都市開発建築コンサルタンツ, 1980. 冬
- 3) 市浦健：北軽井沢今昔、大学村便り、No.4, p.10, 北軽井沢大学村組合, 1980. 7. 1
- 4) 「岸田日出刀」編集委員会編：岸田日出刀 上巻、相模書房, pp.208-209, 1972
- 5) 市浦健：一小住宅に関する記録、新建築, Vol.7, No.12, pp.427-431, 新建築社, 1931.12
- 6) 西澤泰彦：土浦亀城と昭和初期モダニズム, S D, No.286, pp.17-33, 鹿島出版会, 1988.7
- 7) 市浦健：設計第一号の自邸、こもんすペーす、No.9, pp.1-2, 市浦都市開発建築コンサルタンツ, 1980. 夏
- 8) アンドレ・リュルサ、市浦健訳：現代建築文叢第1建築, p.1, 構成社書房, 1930
- 9) 市浦健：現代日本の建築界, 現代藝術叢書1 現代藝術の展望, pp.297-328, 六文館, 1932
- 10) 板垣鷹穂：小屋考, 新建築, Vol.10, No.9, pp.169-173, 新建築社, 1934.9
- 11) 市浦健：週末別荘, 今日の住宅, 朝日新聞, 1935

- 12) 市浦健：日光の「山の家」、建築世界, Vol.35, No.7, pp.76-77, 建築世界社, 1941.7
- 13) 岸田日出刀：山荘随感, 建築知識, Vol.10, No.4, pp.6-9, 建築知識社, 1935.7
- 14) 岸田日出刀：檜嶽殺生小屋の設計に就て, 国立公園, Vol.7, No.8, pp.14-18, 国立公園協会, 1935.8 ほか
- 15) 市浦健：住宅問題の解決を目指して独立, こもんすペーす, No.4, pp.1-2, 市浦都市開発建築コンサルタンツ, 1980. 春
- 16) 伊藤滋・池辺陽・市浦健ほか：座談会・建築生産の工業化, 建築雑誌, Vol.80, No.950, pp.107-115, 日本建築学会, 1965.2
- 17) 富安秀雄：人のいる風景 市浦健さんのこと, 建築雑誌, Vol.109, No.1364, p.7, 日本建築学会, 1994.10
- 18) 市浦健：アンケート 補遺〈パブリック・ハウジングの可能性〉, 都市住宅, No.155, p.56, 鹿島研究所出版会, 1980.9
- 19) 例えば, 岩下秀男：建築教育, 行政との関わり, 日本建築学会百年史, 丸善, pp.125-126, 1990
- 20) 例えば, 櫻井良雄：建設工業会社の新發足, 建築雑誌, Vol.58, No.705, pp.1-4, 建築学会, 1944.1
- 21) 西山卯三：戦争と住宅, 勁草書房, pp.587-593, 1983
- 22) 市浦健：その他の設計活動, こもんすペーす, No.12, pp.1-2, 市浦都市開発建築コンサルタンツ, 1981. 春
- 23) 市浦健：伊藤滋さんをしのぶ, 日本建築家協会ニュース, No.322, pp.4-5, 日本建築家協会, 1971.8.15
- 24) 市浦健：新黨と技術家, 現代建築, No.13, p.70, 現代建築社, 1940.7
- 25) 市浦健：住宅問題の進展, 現代建築, No.12, pp.46-47, 現代建築社, 1940.6
- 26) 市浦健・堀口捨己ほか：創刊70周年記念特集 記念座談会 デザイン, 建築雑誌, Vol.71, No.833, pp.7-27, 日本建築学会, 1956.4
- 27) 建築新體制促進同志會との懇談會, 大政翼賛會會報, No.4, p.4, 大政翼賛會, 1941.1.8.
- 28) 市浦健：第75議會と建築, 現代建築, No.11, p.44, 現代建築社, 1940.5
- 29) 津川俊夫：新国民組織と建築士, 日本建築士, Vol.28, No.12, pp.8-12, 日本建築士会, 1940.12
- 30) 市浦健：士法改正と設監業務法1, 日刊建設工業新聞, 1976.8.18
- 31) 建築士法改正の問題点について, 日本建築家協会ニュース, No.153, p.3, 日本建築家協会, 1964.4.15
- 32) 建築士法改正をめぐる最近の経過, 1966.7.8 (日本建築センター小宮文庫所蔵資料)
- 33) 建築士法改正の問題を検討, 日本建築家協会ニュース, No.157, p.11, 日本建築家協会, 1964.6.15
- 34) 市浦健・前川國男・村松貞次郎ほか：座談会 建築家のプロフェッションとはなにか, 建築家, Vol.1, No.1, pp.6-19, 日本建築家協会, 1968. 秋
- 35) 企画委員会：士法改正問題等, 日本建築家協会ニュース, No.179, p.2, 日本建築家協会, 1965.6.1
- 36) 企画委員会：士法改正に関する要請書の再検討, 日本建築家協会ニュース, No.181, p.5, 日本建築家協会, 1965.7.1
- 37) 市浦健：士法改正と設監業務法2, 日刊建設工業新聞, 1976.8.19
- 38) 内藤亮一：建築士法の改正について, 建築士, Vol.5, No.166, p.28, 日本建築士会連合会, 1966.8
- 39) 佐藤由巳子：大将の器 第1話 人間・前川國男をめぐるエピソード, 建築ジャーナル, No.884, pp.72-75, 企業組合建築ジャーナル, 1996.7
- 40) 太田和夫：市浦君の思い出, 十年のあゆみ, pp.63-64, 住宅部品開発センター, 1983
- 41) 伊勢湾台風災害と本会の動き, 建築雑誌, Vol.74, No.877, pp.会告13-14, 日本建築学会, 1959.12